

令和4年度

定期監査結果報告書

犬山市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査（犬山市監査基準に準拠して実施）

第2 監査の期間

令和4年10月3日から令和5年1月25日まで

第3 監査の対象部局及び施設

1 部局監査

経済環境部：環境課・産業課・観光課

健康福祉部：福祉課・高齢者支援課・健康推進課・保険年金課

市民部：市民課・税務課・収納課・地域協働課・防災交通課

出納室：会計課

議会事務局：議事課

監査事務局：監査事務局

2 施設監査

今井小学校、城東小学校、犬山北小学校、東部中学校

楽田東子ども未来園、楽田子ども未来園、楽田西子ども未来園

第4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年10月31日までの事務事業（一部、過年度分も含む）

第5 監査の方法

1 部局監査

あらかじめ提出を求めた監査調書に基づき、抽出により関係簿冊等の予備監査を行い、実施した。

〈主な着眼点〉

①財務に関する事務及び各種台帳類が適正に処理、整備されているか。

②財務に関する事務の執行が、計画的かつ効率的に行われているか。

③経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。

2 施設監査

各施設に出向き、各種帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

〈主な監査項目〉

①現金、金券、公印等は、適正に管理されているか。

②職員の出退勤や休暇は、適正に管理されているか。

③備品や物品は、適正に管理されているか。

④施設の維持管理は、適切に行われているか。

第6 監査の結果及び意見

監査を実施した範囲において、各所管の事務事業は、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、今年度の決算審査に引き続き、過去5年以内に3万円以上で購入した備品の抽出による実在確認を経済環境部所管の備品を対象に実施し、適切に管理されていたことを確認した。なお、軽微な指摘事項については、その都度、口頭で是正指導を行った。

各所管の監査における主な指摘事項・意見は、次のとおりである。

～～～ 総 括 ～～～

1 事務文書管理について

各課が保管する事務文書を確認したところ、決裁文書の決裁日の記載漏れや決裁印、専決印の押印漏れ、決裁区分の誤り等が散見された。

また、以前から同様の指摘をしているが、文書に修正液や鉛筆を使用しているものが見受けられた。これらの筆記具については、容易に記載事項を修正できるため、公文書での使用は厳に慎まれない。

2 契約関係書類の確認について

契約に関する事務処理において、着手届や完納届等の必要書類が提出されていない、検査職員の任命決裁が起案されていない、予定価格調書、検収調書が作成されていない、検査結果通知書の公印の使用誤り等の契約関係書類の不備が散見され、委託契約の成果物の提出漏れも認められた。

基本的な事務処理の適正化を徹底し、市民からの信頼に応え得る厳正な事務の執行に努められたい。

3 自動更新条項について

一部の契約において、「契約期間終了の一ヶ月前までに申し出が無い場合は半年毎の自動更新とする。」といった自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

次回の契約更新時に、長期継続契約の可否についても精査したうえで、受託者と協議し、改正されたい。

《経済環境部》

産業課

【意見】

- (1) 犬山市の補助団体である犬山市特産品協会の決算報告を確認すると、コロナ禍による事業中止等の影響もあり、補助額を大きく上回る多額の繰越金が発生している状況であった。預貯金が多く、会費等の自己資金で活動が賄い得る場合、補助金交付の必要性に疑問がある。担当課も認識しているとのことであったので、協会の活動内容を踏まえて、補助金支出について検討されたい。

環境課

【指摘事項】

- (1) 八曾一般廃棄物最終処分場覆土整備工事の入札において、指名競争入札における業者選定等に関する基準によると予定価格 300 万円を超える工事は5者以上の業者の指名をすることとなっているが、実際は4者で入札が行われていた。今後は基準を遵守し、誤りのないよう事務処理されたい。
- (2) 都市美化センターの備品の一部に標示票が貼付されていないものが存在した。標示票は備品が本市の所有物であることを示すものであり、記載の備品番号と備品台帳を照合することで初めて整合性が保たれる。形状・性質等により貼付できないものを除き、標示票を貼付されたい。

観光課

【指摘事項】

- (1) 内田観光駐車場管理小屋内の備品の一部に標示票が貼付されていないものが存在した。標示票は備品が本市の所有物であることを示すものであり、記載の備品番号と備品台帳を照合することで初めて整合性が保たれる。形状・性質等により貼付できないものを除き、標示票を貼付されたい。

【意見】

- (1) 犬山市観光駐車場管理業務委託において、指名競争入札にて落札した受託者が入札に参加した他の業者に業務の一部を再委託していた。各法令において禁止する規定はないものの、入札談合や事前の利益供与等、公正な競争入札を阻害する恐れがあることから、入札参加者への再委託を禁止している自治体もあるため、やむを得ない事情が無い限り、受託者にはこのような再委託を避けるよう注意されたい。

- (2) 犬山観光案内所運営委託及び木曾川うかい事業費特別会計の鶏飼保存・活性化事業委託は、実績報告書の提出を求めておらず、市職員が電話や現地へ出向いて委託業務の履行を確認しているとのことであった。しかしながら、これらの方法では後になって成果を確認・検証できないため、業務実績が客観的に分かる根拠資料を受託者に求めるなど、改善に向けて取り組まれない。

《市民部》

地域協働課

【意見】

- (1) 犬山市協働プラザ運營業務委託では、受託者が人材等の地域資源と地域の課題を抱える市民とのマッチングを行っているが、その後の継続したフォローアップも重要である。長年取り組んでいる事業であり、その後の経過を追っていくことで委託事業の効果を確認できるものと考えられるため、単発的なものを除き、可能な限り事例ごとに経過を確認し、報告するよう受託者に指導されたい。
- (2) 犬山市民交流センターに設置している飲料自動販売機の電気使用料は、設置者に対し毎年一定の金額を徴収しているが、昨今のように電気料金が高騰することもあるので、実際の電気料金に合わせた使用料に変更するよう一考されたい。

防災交通課

【指摘事項】

- (1) 犬山市地域公共交通会議規則によると、「交通会議の会議は、会長が招集する」とされている。しかしながら、委員の任期が更新された最初の会議は会長が定められていないため、会議を招集できる権限を持つ者が不在のまま会議が開かれていた。会長不在時には市長が代理で会議を招集できるように規則を改正されたい。
- (2) 備蓄食料及び防災備品購入の指名競争入札において、委任状が提出されていないにもかかわらず、代理人が入札を行っているもの、入札書には代表者の記名押印が必要であるが、代理人が記名押印しているもの、入札書ではなく、見積書で入札されているものが見受けられた。入札事務にあたっては確認を徹底するとともに関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

【意見】

- (1) コミュニティバス代行運營業務委託ではコミュニティバス満車時に乗れなかった乗客を目的のバス停までタクシーで送ることとなっているが、同じバス停で乗車できなかった乗客3名の目的のバス停が同一であるにもかかわらず、別々に3台のタクシーを手配していた事例があった。このタクシー料金は委託料として市の負担となるため、最小限の台数を手配し、効率的な運用となるようバス運行業者に指導されたい。

- (2) 犬山交通安全協会の退職積立金については、退職金見込額以上の積立をしていたため、見込額とするように以前の定期監査で指摘したところであるが、令和4年度予算を確認したところ、積立金は適正額が計上されているものの、余剰分の金額が確認できなかった。

また、令和3年度決算報告では、協会の預金残高が明示されていなかった。

補助団体の財務状況について正確に把握することは補助の必要性を考えていく上で重要であるため、所管課は決算報告等を十分に精査し、財産目録の作成等適切に指導されたい。

市民課

【指摘事項】

- (1) マイナンバーカード交付受付予約システム利用契約は前述のとおり自動更新契約となっているため、次回契約更新時は見直されたい。
- (2) マイナンバーカード出張申請支援業務委託及びマイナポイント申込支援業務委託において、仕様書に定める成果物のうち月次報告書は翌月第2週までに提出することとなっているが、監査時に提出されていない状況であった。後日請求し、提出されたとのことだが、今後は成果物の提出状況を逐次把握されたい。

収納課

【指摘事項】

- (1) 市税等クレジット収納業務委託は前述のとおり自動更新契約となっているため、次回契約更新時は見直されたい。

《健康福祉部》

健康推進課

【指摘事項】

- (1) 市民健康館のさら・さくらの湯は、年間約2,000万円の赤字が続いており、実際の利用者は800人程度で、そのうち市民は約4割とのことであった。現状では多くの市民が利用しているとは言えず、市の厳しい財政状況を鑑みると、現状のまま入浴施設を維持していくことは公平性及び経済性の観点から懸念がある。他の用途への転用も含めた抜本的な見直しを行い、多くの市民が利用できる施設となるような活用方法を検討されたい。
- (2) 市の休日急病診療所も、以前より赤字削減に注力するよう指摘しているが、令和3年度は約3,000万円の赤字となっており、依然として赤字額の縮小が課題となっている。休日急病診療所は市民の命や健康を守る初期救急医療の重要な施設であり、単に費用対効果のみで計ることはできないが、他市町の状況も参考にしながら少しでも効率的な運営方法を検討されたい。

- (3) 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例施行規則によると、犬山市訪問看護ステーション運営協議会について、「協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。」とされている。しかしながら、委員の任期が更新された最初の会議は会長が定められていないため、会議を招集できる権限を持つ者が不在のまま会議が開かれていた。会長不在時には市長が代理で会議を招集できるように規則を改正されたい。

高齢者支援課

【指摘事項】

- (1) 施設の改修工事や修繕、委託業務等、各種契約関係書類において、仕様書で提出を求めている月次報告や実績報告書等の必要書類が提出されていない、見積書に日付が記載されていない、検査職員の任命決裁が起案されておらず、完了届に検査済印が押印されていない、工事写真が提出されていない等の不備が見受けられた。速やかに是正するとともに課内でのチェック体制を整備されたい。
- (2) 犬山市ひとり暮らし高齢者あんしんコール業務については、1日3時間勤務で2人分の費用が積算されていたが、11月分の業務状況を確認したところ、実際には1人で業務が可能と思われる状況であったため、委託業務の費用積算が過大となることのないよう受託者と協議し、実態に即した積算に見直されたい。

保険年金課

【指摘事項】

- (1) 犬山市国民健康保険脳検診費用助成事業において、毎月の受診者の名簿及び判定結果を翌月15日までに受託者から市へ提出することとなっているが、提出が遅延している状況が続いているので、期日までに提出するよう指導されたい。
また、提出書類受領の際は受領日が明らかになるよう受付印を押印されたい。

【意見】

- (1) 国民健康保険の資格喪失後に受診した国民健康保険負担分の医療費は、次に加入する保険者が負担するもので、国民健康保険が負担するものではないため、医療機関に支払った場合は個人に返納を求めている。その返納金は、一覧表で滞納状況を管理しているものの、個人別では管理されていなかった。督促や納付書送付の時期や回数などの経緯を記した個人別の管理表を作成し、担当者が変更となっても一連の経緯が把握できるような管理を行われたい。

子ども未来園

【意見】

- (1) 施設管理について、未来園を囲むフェンスに大きな穴がある、シャワー設備の床面に大きな塗装剥がれがある等修繕が必要な箇所が見られた。応急的な措置は講じられていたが、安全配慮の観点から修繕等の対応を検討されたい。

小・中学校

【指摘事項】

- (1) 薬品を使用する際は、その使用量等を正確に薬品管理簿へ記載する必要があるが、劇物（塩酸）については、薬品管理簿で管理されていたのは原液のみで、希釈液の記載は無かったため、使用量及び残量が不明瞭となっていた。劇物の盗難や紛失を防止するためにも適正な管理を行われたい。

【意見】

- (1) かゆみ止めの軟膏、ガーゼ、湿布等、保健室で保管している消耗品の一部に使用期限が切れているものが見受けられた。使用期限を逐次チェックし、期限が切れたものは順次廃棄する等、適切に管理されたい。
- (2) タクシーチケットの管理台帳と控えのタクシーチケットに金額の記載誤りがあり、不一致となっていたものがあつた。誤りのないよう注意されたい。
- (3) 備品の管理について、他校に貸し出し、既に返却されているにもかかわらず、監査時にその所在を把握できていない備品があつた。返却済の記録を残す等、適正な備品管理を行うとともに、紛失等の事故防止に努められたい。
- (4) 郵便切手の管理において、他から貰い受けた郵便切手が受払簿に記載されておらず、簿外となっているものがあつた。郵便切手は現金と同様に厳正に管理すべきものであるため、簿外とせず、漏れのないよう正確に記載されたい。
また、一部の学校で使用量と比較し、在庫数が過大となっていた。必要以上に在庫を持つことの無いよう必要量を把握し、購入する際は在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは必要最小限とされたい。
- (5) 施設管理について、防球ネットやベンチ等の設備が破損あるいは老朽化している箇所が見られた。児童・生徒への安全配慮の観点から修繕等の対応を検討されたい。